

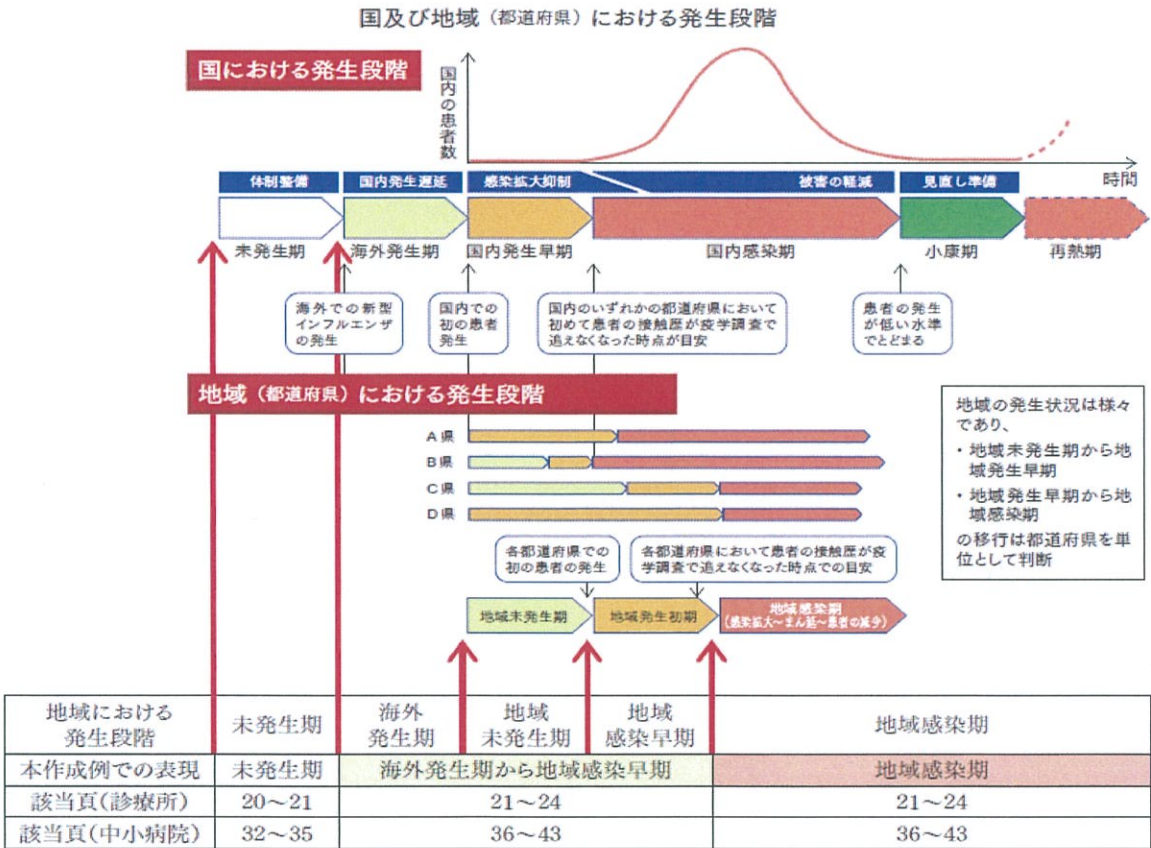
あすか山訪問看護ステーションにおける新型インフルエンザ等発生時における 訪問看護・居宅介護支援・相談支援事業継続計画

日本訪問看護財団 あすか山訪問看護ステーション
統括所長 平原優美

はじめに

訪問看護ステーションの対象者は、年齢も病状も多様である。対象者は、医療的管理が必要で体力低下や免疫力が低下している小児から高齢者であり、家族も対象としている。また、連携している支援関係者は、多機関、多職種で福祉職や民生委員、ボランティアといった医療知識が少ない人々も自宅で対象者に接している。

このような対象者に自宅で接する訪問看護師や療法士、ケアマネジャー、相談支援員が、正しい新型インフルエンザ感染の知識をもち、発生早期から対象者、連携している関係者に根拠のある情報を提供し、地域感染の拡大予防に貢献し、事業継続することは必要である。



図表〇 新型インフルエンザ対策行動計画.平成25年6月7日
引用先： <http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/ful/keikaku/pdf/koudou.pdf>

1. 訪問看護ステーション事業継続計画の概要

1. 基本方針

1) 当事業所の役割

・当事業所は、新型インフルエンザ等（「新型インフルエンザ等対策特別措置法」（以下「特措法」という。）第2条第1号）が事業実施地域（東京都北区、荒川区・豊島区・板橋区・足立区の一部）で流行した際に、地域医療に貢献し信頼される訪問看護ステーション事業所として訪問看護、居宅介護支援、相談支援を提供する。

2) 各発生段階における基本的な対応方針

- ・海外発生期及び地域未発生期、地域発生早期においても、新型インフルエンザ等に利用者が罹患する可能性があることを踏まえる。
- ・地域感染期には、利用者のため、当事業所の訪問看護、居宅介護支援、相談支援を継続する。
- ・訪問看護、居宅介護支援、相談支援等に従事する当事業所の職員の安全と健康に十分に配慮する。

3) 優先すべき業務

・当事業所の役割を鑑み、当事業所の業務を優先度に基づいて2段階（A、B）に区分し、一定の水準を維持し事業を継続する。なお、地域感染期における被害想定・欠勤率は、職員の罹患による欠勤のほか、学校・保育施設等の臨時休業や、一部の福祉サービスの縮小などにより共働き世帯等の出勤が困難となることを想定し、当事業所は規模が大きいことから政府が想定の40%で検討する。

A<高い>：地域感染期でも通常時と同様に継続すべき業務

訪問看護・訪問リハビリ（ただし、利用者・家族が発熱し、主治医による肺炎を疑う利用者には訪問看護はしない）（レセプト業務）

B<低い>：地域感染期には一定期間又は縮小・延期できる業務

居宅介護支援や相談支援員による月に1回の訪問

2. 訪問看護継続計画の策定と変更

本計画は当事業所のメンバーで構成する「新型インフルエンザ等に関する事業所内対策会議」（以下「対策会議」という。）により作成された（別紙1、メンバー表）。

流行時には、最新の科学的根拠や行政・地域医師会等からの要請を元に、適宜本計画を変更する。

3. 意志決定体制

新型インフルエンザ等の発生時における訪問看護・居宅介護支援・相談支援提供体制及びその縮小等については対策会議で検討し、議長である管理者 平原優美が決定する。

管理者が事故などで不在のときは、副所長 荒木和美がその代理を務める。

4. 意志決定に必要な最新情報の収集・共有化

新型インフルエンザ等に関する情報については、北区医師会や北区保健所、さらに東京都や国、北区の通知等を参考にする。

収集した情報は、職員の情報共有 MCS や朝礼などを通じて速やかに職員に通知する。
情報入手先リスト（別紙 2）また、世界的に報告される科学的根拠のある研究論文を参照する。

II. 未発生期の対応

1 新型インフルエンザ等発生時の訪問看護・居宅介護支援・相談支援体制確保の準備

1) 優先業務の決定と流行への備え

- ・当事業所における業務内容について、優先順位を以下のように決定（準備）する。
（当面、A<高い>：訪問看護・リハビリ、B<低い>：訪問看護・リハビリ以外の業務とする。なお、新型インフルエンザ等発生時には優先業務の絞り込みと見直しを行い、業務効率化を図る。）
- ・日頃からそれぞれの職員が様々な業務を行えるよう教育訓練を行う。

2) 訪問看護・リハビリに確保できる人員と対応能力の評価

- ・地域感染期においても出勤でき、対応可能な職員数を検討し、リストを作成する（別紙 3）。

3) 連絡体制、通勤経路

- ・事業所内の連絡体制（別紙 4）。
- ・各職員（非常勤含む）の通勤経路および交通機関が困難な場合の職員の通勤方法の一覧（別紙 5）

2 感染対策の充実

1) 感染対策マニュアルの整備

- ・事業所内感染対策マニュアル（別添参考）を見直し、新型インフルエンザ等対策を踏まえて整備する。

2) 教育と研修

- ・利用者・家族と職員の安全確保のため、新型インフルエンザ等に対する基礎知識、マスクや手袋などの個人防護具の適切な使用法等について定期的に研修を行う。

3) 訪問看護師の特定接種への登録

- ・特定接種は妊婦や子ども等住民への接種よりも先に実施されるものであり、住民への接種を早期に実施するとしている。当事業者は新型インフルエンザ等の特定接種について厚生労働省へ登録している。当事業所は、木村クリニックと契約し、特定接種を速やかに行う。

3 在庫管理

- ・新型インフルエンザ等発生時の感染対策用品等のリストを作成し、取扱業者と入手方法を確認しておく（別紙 6）。

感染対策用品：マスク、手袋、ガウン、ゴーグル、手指消毒剤等

III 発生期以降の対応

1 対策本部の設置

- ・海外発生期以降は、「I. 訪問看護ステーション事業継続計画の概要」で定めた対策会議を対策本部とする。

2 業務体制

1) 優先業務A：訪問看護・リハビリ

- ・海外発生期から地域発生早期に、当事業所の訪問看護・リハビリ提供体制については、書面等で利用者、家族等に周知する。
- ・海外発生期から地域発生早期に、訪問看護・リハビリの利用者を3種の対応区分を行う。
 - (a) 従来通りの頻度で訪問すべき利用者
 - (b) 地域感染期において訪問看護・リハビリ提供人数を調整する必要性が生じた際に訪問間隔を調整できる可能性のある利用者
 - (c) 地域感染期において訪問看護・リハビリ提供人数を調整する必要性が生じた際に訪問を休止できる可能性のある利用者

2) 優先業務B：訪問看護・リハビリ以外の業務

- ・地域感染期には縮小・中止を検討する。

3. 利用者・家族の健康状態の把握

- ・訪問看護・リハビリ、居宅介護支援員、相談支援員が、訪問前に担当の対象者・家族の中で発熱や肺炎症状の有無を確認し、症状がある対象者・家族については、管理者に報告し、職員全員のMCSで共有する。

4. 新型インフルエンザ等が疑われる対象者・家族への対応

- ・新型インフルエンザ等が疑われる利用者・家族は、同意を得て主治医に報告し、診断を受ける。その後、インフルエンザ等や新型インフルエンザの疑いや診断があれば、ケアマネジャー、訪問介護事業所等関係機関に連絡・報告する。
- ・主治医の指示を受け必要な訪問看護・リハビリを提供する。
 - ① 利用者が罹患した場合……解熱後2日間は、訪問看護サービスは控えることとする。
 - ② 利用者の家族が罹患した場合…職員はマスクを着用する。利用者及び利用者の家族にマスクを着用していただき、職員は、家族との接触をできるだけ避けるため、別室で控えていただく。

5. 職員への対応

管理者 平原優美は、海外発生期から地域未発生期において、職員全員に適切な指導を実施する。

(別紙7)

1) 職員の健康管理と安全確保

- ・職員への感染予防のため、職員が新型インフルエンザ等の感染が疑われる利用者と接触する場合には、その状況に合わせて個人防護具を適切に使用する。
- ・職員は手指衛生をはじめとして科学的根拠に基づく適切な感染対策を行い、万全を期す。
- ・職員等が新型インフルエンザ等に感染したと疑われる場合は、速やかに管理者 平原優美に連絡する。原則として職員本人が感染した場合は診断書発行により、病気休暇(病休)として取り扱う。家族等が感染した場合で本人への感染が強く疑われる場合は、管理者の判断で休みとする。

- ・特定接種開始後速やかに、対象職員にワクチン接種を行う。

2) 職員体制の見直し

- ・地域発生早期以降、職員連絡網、通勤経路などを見直す（別紙4、5）。

事業所の機能維持のために、職員の児の学校の臨時休校・要介護者発生時等の職員欠勤時対応について毎週検討する。

- ・朝礼やMCSで職員の出勤状況を確認する。

- ・管理者、訪問看護・リハビリ訪問調整担当者（リーダー、事務職）で来週の予定、代替者の必要性、訪問看護計画・内容等の変更・調整を検討する。

・地域発生早期以降、地域の流行状況や重篤度に応じて優先業務（A、B）の検討し、職員体制の見直しを実施する（別紙3）。

・職員が新型インフルエンザ等に罹患した場合は事業所内感染防止のため事業所を閉鎖し、直行直帰により訪問看護・リハビリを提供する。

・管理者を含めた職員が新型インフルエンザ等に罹患し、業務を行う職員等が確保できない場合は休業する。

6. 利用者への情報周知

1) 利用者への啓発・広報

・当事業所においては流行期に対応した啓発・広報活動を行う。特に、新型インフルエンザ等に罹患した際の療養方法、手指衛生、咳エチケット、感染対策用品（マスク、手袋）の使い方等、感染拡大防止のために個人や家庭ができることについて、利用者に周知する。

7. 事務機能の維持

1) 事務部門

- ・訪問看護業務を継続する上で必要な業務（レセプト業務）を優先的に行う。

・全職員及びその家族の健康状況等を把握するとともに、予防接種等、職員の業務継続に必要なことを優先的に実施する。

2) 委託業者との連携

- ・清掃、洗濯など委託している業務については、新型インフルエンザ等の地域感染期の対応について受託業者と事前に打ち合わせを行う。

3) 業者連絡先リスト

- ・感染対策用品取扱業者リスト（別紙8）
- ・委託業者リスト（別紙9）

第IV章 地域における連携体制

1. 地域の連絡会議に参加

・未発生期に必要な場合は、北区保健所/北区医師会等の地域の連絡会議に参加し、地域における各医療機関の方針、当事業所の役割を確認する。

2. 連携

- ・連携機関リスト（行政機関・医療機関・居宅介護事業所等）（別紙10）。

3. その他

以上

新型インフルエンザ等に関する事業所内対策会議

改定 令和元年 12 月 1 日

策定 令和元年 12 月 1 日

管理者 平原優美

参考 厚生労働省 新型インフルエンザ等発生時の診療継続計画作りの手引き

https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekkaku-kansenshou/influenza/dl/guide_tebiki-01.pdf

別紙1 新型インフルエンザ等に関する院内対策会議メンバー

議長：管理者 平原 優美

副議長：荒木 和美

参加するメンバー：瀧井望 田中由美、卜部美奈、飯塚今日子

別紙2 新型インフルエンザ等感染症に関する情報確認先リスト

1 情報収集責任者：管理者 平原優美

新型インフルエンザ等の発生時には、管理者 平原優美が責任をもって情報を周知する。

2 主な情報入手先リスト

内閣官房・新型インフルエンザ等対策	http://www.cas.go.jp/jp/influenza/
外務省海外安全ホームページ	https://www.anzen.mofa.go.jp/
厚生労働省感染症・予防接種情報	https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekkaku-kansenshou/index.html
国立感染症研究所感染症疫学センター	https://www.niid.go.jp/niid/ja/from-idsc.html
日本医師会インフルエンザ総合対策：	https://www.med.or.jp/doctor/kansen/influenza/005423.html
東京都・新型インフルエンザ等対策	https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/iryoo/kansen/shingatainflu/
北区保健所	https://www.city.kita.tokyo.jp/hokenyobo/shingatainflu/

	huruenzatoha.html

別紙3 当事業所の受け入れ能力の事前評価

1 基本情報

事業所名称：あすか山訪問看護ステーション

事業所住所：東京都北区神谷 1-13-10 Kourt K3 1階

職員数：常勤看護師 11名、非常看護師 15名、理学療法士 2名、作業療法士 3名、
介護支援専門員 3名、相談支援専門員 1名、事務 4名

その他：

2 通常の訪問看護業務の継続に必要な職員の数

訪問看護提供に必要な職員の数：事務 4名、看護師 26名

3 被害想定：欠勤率 40%の場合

訪問看護 看護師 26名×0.6=15.6人

(訪問スケジュールの調整で対応可能。従来通りの頻度で訪問すべき利用者の訪問看護を優先し、訪問間隔を延期できる利用者は延期する。)

事務業務 事務 4名×0.6=2.4人

(2人出勤できれば対応可能)

別紙4 事業所内連絡網（携帯電話番号・メールアドレス）

管理者 平原優美が一斉MCS（メディカルケアステーション）に通知する。

別紙5 各職員（非常勤含む）の主な通勤経路等の一覧

- 1 徒歩 30 分以内で出勤可能な職員リスト
- 2 徒歩 30 分～1 時間以内で出勤可能な職員リスト
- 3 徒歩 1 時間以上で出勤可能な職員リスト

別紙6 新型インフルエンザ等発生時の感染対策用品リスト（使用期限・入手方法含む）

項目	商品名	定数在庫	使用期限	取扱業者
感染対策用品				
サージカルマスク	ソフトサージカルマスク	10	無	栗原医療
手袋（プラスチック）	ニトリルグローブパウダーフリー	5	無	栗原医療
擦式手指消毒剤	消毒用エタノール I P	5		栗原医療

別紙7 職員への指導

あすか山訪問看護ステーション職員へのお願い

統括所長 平原優美

新型コロナウイルス（COVID-19）に関しては、現段階では不明な点も多いことや、日々状況が変化している現状を踏まえ、最新かつ正確な情報を保健所等の関係機関と十分連携しつつ、収集し、これらの情報を提供するとともに、必要に応じ、利用者、家族に情報提供や相談対応に努めます。

職員等に対し、現在の知見の下での COVID-19 に関する適切な知識を基に、COVID-19 を理由とした偏見が生じないよう職員等の人権に十分配慮します。

職員全員、以下のことを遵守してください

- 自分の健康管理に努めてください。

体温をやや高めに維持し、ビタミンCは意識して接種してください（WHO）。不要な外出は控え、家族全員の免疫力を高めることを心がけてください。

職場では、各自でも気が付いた際に換気を行ってください。毎日、掃除当番者がドアノブや、パソコンのマウス、机などをアルコール消毒で拭いてくれますが、各自もご協力ください。

●自分の体力を過信せず、だるさや咳などがあれば注意しましょう。

本人、あるいは家族が発熱等の風邪症状が見られるときは、管理者に報告してください。

もし、発熱等の風邪症状が見られたら、毎日、体温を測定して記録してください。

そして、風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続く場合（解熱剤を飲み続けなければならないも同様です。）、強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある方は、自宅で療養してください。なお、現時点では新型コロナウイルス感染症以外の病気の方が圧倒的に多い状況であり、インフルエンザ等の心配があるときには、通常と同様に、クリニックに受診してください。複数の医療機関を受診することは控えてください。

医療機関を受診する際にはマスクを着用するほか、手洗いや咳エチケット（咳やくしゃみをする際に、マスクやティッシュ、ハンカチ、袖を使って、口や鼻をおさえる）の徹底をお願いします。

●家族の健康状態にも注意してください

家族にも咳エチケットと手指衛生を徹底し、常に健康状態であるように払いましょう。もし、咳など家族がしている場合は、マスクの着用および手指衛生を遵守してください。着用しているマスクについて、一度着用したものは、食卓などに放置せず廃棄するようにしましょう。また、マスクを触った後は、必ず手指衛生をします。

廃棄物処理、リネン類、衣類等の洗濯は通常通りで良いです。

具体的な対策を理解してください

特に注意すべき主な感染症の感染経路には、飛沫まつ感染、空気感染（飛沫まつ核感染）、接触感染、経口感染、血液媒介感染、蚊媒介感染があり、それぞれに応じた対策をとることが重要です。（病原体の種類によっては、複数の感染経路をとるものがあることに留意）

1. 飛沫まつ感染

感染している人が咳せきやくしゃみ、会話をした際に、病原体が含まれた小さな水滴（飛沫まつ）が口から飛び、これを近くにいる人が吸い込むことで感染します。飛沫まつが飛び散る範囲は1～2mです。

利用者・家族には様々な感染症に感受性が高い（予防するための免疫が弱く、感染した場合に発症しやすい）者が多く存在します。利用者・家族や職員とは、距離が近く、親しく会話を交わしたりしますので、飛沫まつ感染には注意が必要です。

感染している者から2m以上離れることや感染者がマスクを着用などの咳エチケットを確実に実施することが予防に有効となります。

<咳せきエチケット>

飛沫まつ感染による感染症が職場内で流行することを最小限に食い止めるために、日常的に咳せきエチケットを実施しましょう。素手のほか、ハンカチ、ティッシュ等で咳せきやくしゃみを受け止めた場合にも、すぐに手を洗いましょう。

① マスクを着用する（口や鼻を覆う）

- ・咳せきやくしゃみを人に向けて発しないようにし、咳せきが出る時は、できるだけマスクをする。

② マスクがないときには、ティッシュやハンカチで口や鼻を覆う

- ・マスクがなくて咳せきやくしゃみが出そうになった場合は、ハンカチ、ティッシュ、タオル等で口を覆う。

③ とっさの時は、袖で口や鼻を覆う。

- ・マスクやティッシュ、ハンカチが使えない時は、長袖や上着の内側で口や鼻を覆う。

2. 接触感染

感染源に直接接触することで伝播がおこる感染と汚染された物を介して伝播がおこる間接触による感染（ドアノブ、手すり、遊具等）があります。

通常、接触感染は、体の表面に病原体が付着しただけでは感染は成立しませんが、病原体が体内に侵入することで感染が成立します。病原体の付着した手で口、鼻又は眼をさわること、病原体の付着した遊具等を舂めること等によって病原体が体内に侵入します。また、傷のある皮膚から病原体が侵入する場合があります。手荒れの職員は、十分気を付けて下さい。

なお、COVID-19 の疑いに関わらず、原則として以下は常に行ってください。

- ・利用者宅で発熱や呼吸器症状を訴える家族と利用者、または発熱や呼吸器症状を訴える利用者と介護従事者は一定の距離を保てるように指導してください。

呼吸器症状を呈する利用者や家族、介護者にはサージカルマスクを着用してもらいます。

- ・医療従事者は、標準予防策を遵守します。

つまり、呼吸器症状のある利用者の訪問時にはサージカルマスクを着用し、手指衛生を遵守する。サージカルマスクや手袋などを外す際には、それらにより環境を汚染しないよう留意しながら外し、所定の場所に破棄する。さらに手指衛生を遵守し、手指衛生の前に目や顔を触らないように注意します。

- ・医療従事者、ケアマネ、相談支援員は、健康管理に注意し、発熱や呼吸器症状を呈した場合には診療行為を行わずに休職するようにする。

参考

日本環境感染学会：医療機関における新型コロナウイルス感染症への対応ガイド 第1版

http://www.kankyokansen.org/modules/news/index.php?content_id=332

WHO：Home care for patients with suspected novel coronavirus (nCoV) infection presenting with mild symptoms and management of contacts

[https://www.who.int/publications-detail/home-care-for-patients-with-suspected-novelcoronavirus-\(ncov\)-infection-presenting-with-mild-symptoms-and-management-of-contacts](https://www.who.int/publications-detail/home-care-for-patients-with-suspected-novelcoronavirus-(ncov)-infection-presenting-with-mild-symptoms-and-management-of-contacts)

WHO：Infection prevention and control during health care when novel coronavirus (nCoV) infection is suspected

[https://www.who.int/publications-detail/infection-prevention-and-control-during-health-carewhen-novel-coronavirus-\(ncov\)-infection-is-suspected-20200125](https://www.who.int/publications-detail/infection-prevention-and-control-during-health-carewhen-novel-coronavirus-(ncov)-infection-is-suspected-20200125)

WHO：Advice on the use of masks the community, during home care and in health care settings in the context of the novel coronavirus (2019-nCoV) outbreak

[https://www.who.int/publications-detail/advice-on-the-use-of-masks-the-community-duringhome-care-and-in-health-care-settings-in-the-context-of-the-novel-coronavirus-\(2019-ncov\)-outbreak](https://www.who.int/publications-detail/advice-on-the-use-of-masks-the-community-duringhome-care-and-in-health-care-settings-in-the-context-of-the-novel-coronavirus-(2019-ncov)-outbreak)

別紙8 感染対策用品取扱業者リスト

項目	会社名	担当者	電話	他
感染対策用品	栗原医療	三宅 剛	03-5613-8088	

別紙9 委託業者リスト（清掃等）

項目	会社名	契約方法	連絡先	担当
清掃業務	シルバー人材センター つばさ工房	年間契約	03-3908-8400 03-3910-7550	

別紙10 連携機関リスト（行政機関・医療機関等）

	電話番号	取り次ぎ先
東京都看護協会	03-6300-0730	感染管理担当者
北区訪問看護ステーション	03-5959-3121	担当

シオン連絡協議会		
北区医師会	<u>03-5390-3511</u>	感染管理担当者
福祉保健局	<u>03-5320-4347</u>	感染症医療整備担当
北区保健所	<u>03-3919-3102</u>	北区保健所保健予防課結核感染症係
木村クリニック	<u>03-3911-1220</u>	院長 木村先生